

訪問サービス事業所 管理者 様
通所サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
地域支援担当課長 古野 由美子
介護保険課長 東郷 幸代

介護予防・生活支援サービス事業に関する加算の改定について（通知）

令和 4 年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について下記のとおり改定しました。

については、改定内容等にご留意くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 主な改定内容

- (1) 介護職員等ベースアップ等支援加算に関するもの（裏面：別表 1）
予防給付型訪問サービスおよび予防給付型通所サービス

2. 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

3. 介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について

要綱等は、市ホームページに掲載していますので、そちらでご確認ください。

※介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型及び生活支援型）に関する要綱

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500250.html>

4. 加算の届出について

申請方法及び期日については、裏面のとおりです。

《問い合わせ先》

【加算改定について】

地域福祉推進課

電話 093-582-2060

【届出（加算届）について】

介護保険課（事業者支援係）

電話 093-582-2771

別表 1

内 容	現 行	改定後	施行日
予防給付型訪問サービス 介護職員等ベースアップ等 支援加算	—	所定単位×24/1000	令和4年10月1日
予防給付型通所サービス 介護職員等ベースアップ等 支援加算	—	所定単位×11/1000	

※介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

「令和4年度 介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について（通知）」（令和4年7月27日北九保地介第1265号）のとおり、令和4年8月31日(水)(必着)です。

※介護職員等ベースアップ等支援加算の申請様式

北九州市ホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800520.html>